

第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第三十八条第二項	第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関	第一種感染症指定医療機関
第三十八条第四項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第三十八条第五項	一類感染症、二類感染症及び新インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）
第三十八条第六項	二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

（事務の区分）

第三条 前条第一項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十七条、第十八条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十九条（第二項、第四項、第六項及び第七項を除く。）、第二十条（第六項から第八項までを除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）

2 この政令は、この政令の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時までに第二条第一項において準用する法第五十八条（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用及び同項において準用する法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）	第二条第一項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十七条、第十八条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十九条（第二項、第四項、第六項及び第七項を除く。）、第二十条（第六項から第八項までを除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
---	--

総務大臣 新藤 義孝
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるもの）（新インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）に限る。）

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百一十号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「がH5N1の下に、又はH7N9を加え、（H5N1）を（H5N1・H7N9）」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中、「H5N1」を「H5N1・H7N9」に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三